

# 地方法人課税に関する検討会 兵庫県説明資料

令和4年9月16日  
兵庫県



# 1 外形標準課税について



# 兵庫県としての基本的な考え方

- ▶ 法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえれば、法人事業税の応益性を反映した外形標準課税の拡充や、法人事業税が法人の事業活動の経費としての性格を持つことを踏まえた外形標準課税の対象拡大の検討が必要である。
- ▶ 一方で、適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すべき。
- ▶ 外形標準課税も平成16年度の導入以来、定着しており、赤字法人であっても一定の負担を頂いている。他方で、資本金1億円以下への減資や子会社の資本金を1億円以下にすることによって外形対象から外れる事例も起きていることをどう考えるか。



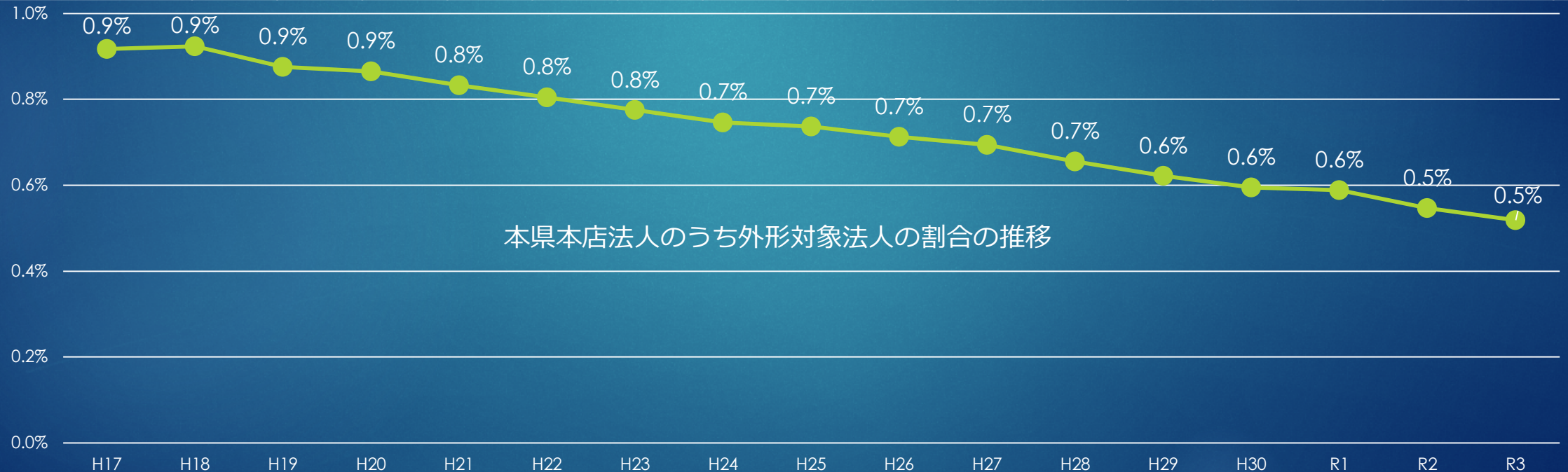
# 外形標準課税対象法人数の推移

## ▶ 本県本店法人の状況

本県本店法人の外形対象法人数は年々減少しており、導入時と比べ約4割減

単位：社

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全本県本店法人数	83,314	83,936	84,047	83,880	83,351	83,024	82,852	83,054	83,129	84,642	85,411	86,679	87,821	89,038	89,989	91,160	93,531
うち外形標準課税対象法人	764	775	736	726	694	668	642	620	612	603	593	568	546	530	530	498	485



※ 本県本店法人：兵庫県に主たる事務所が所在する法人



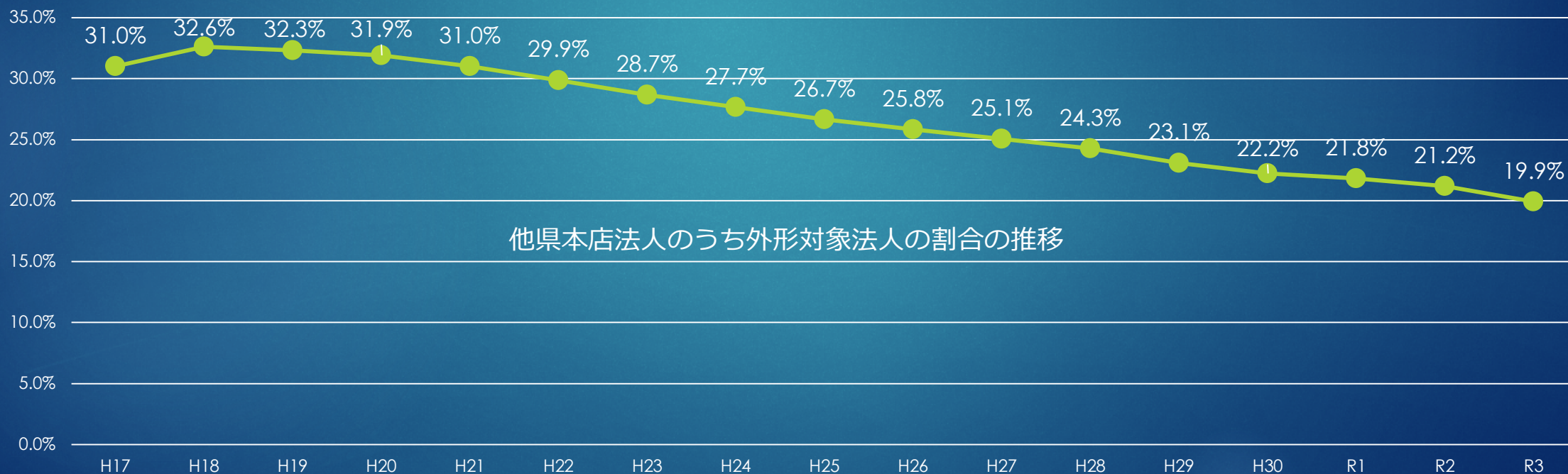
# 外形標準課税対象法人数の推移

## ▶ 他県本店法人の状況

他県本店法人も本県本店法人と同じ傾向（導入時比3割減）であり、全国的に外形対象外とする動きが見受けられる。

単位：社

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全他県本店法人数	9,677	9,897	10,050	10,120	10,156	10,039	10,111	10,195	10,444	10,652	10,905	11,146	11,431	11,561	11,647	11,730	11,877
うち外形標準課税対象法人	3,000	3,227	3,248	3,229	3,150	2,999	2,900	2,819	2,784	2,752	2,734	2,705	2,637	2,572	2,541	2,484	2,366

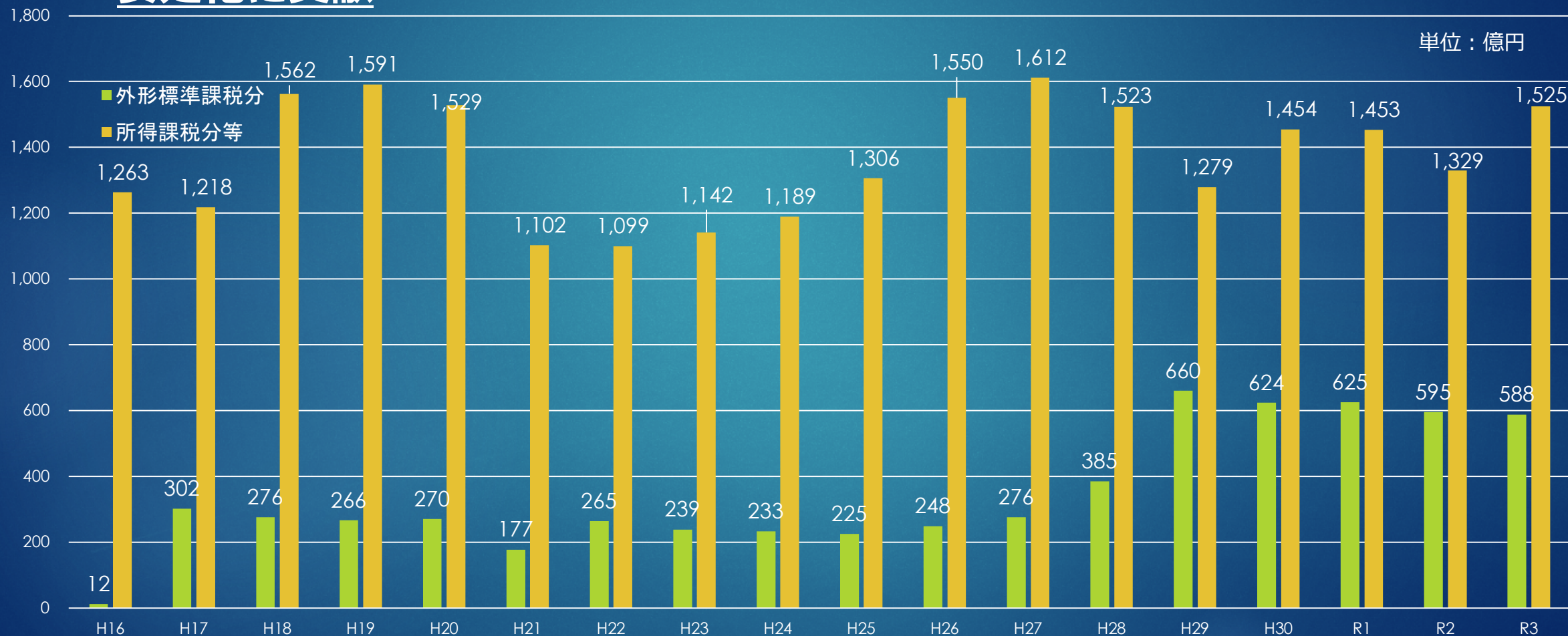


※ 他県本店法人：兵庫県外に主たる事務所が所在する法人の数



# 外形標準課税額の推移

▶ 外形標準課税は、所得課税に比べて安定的に推移しており、本県財政の安定化に貢献

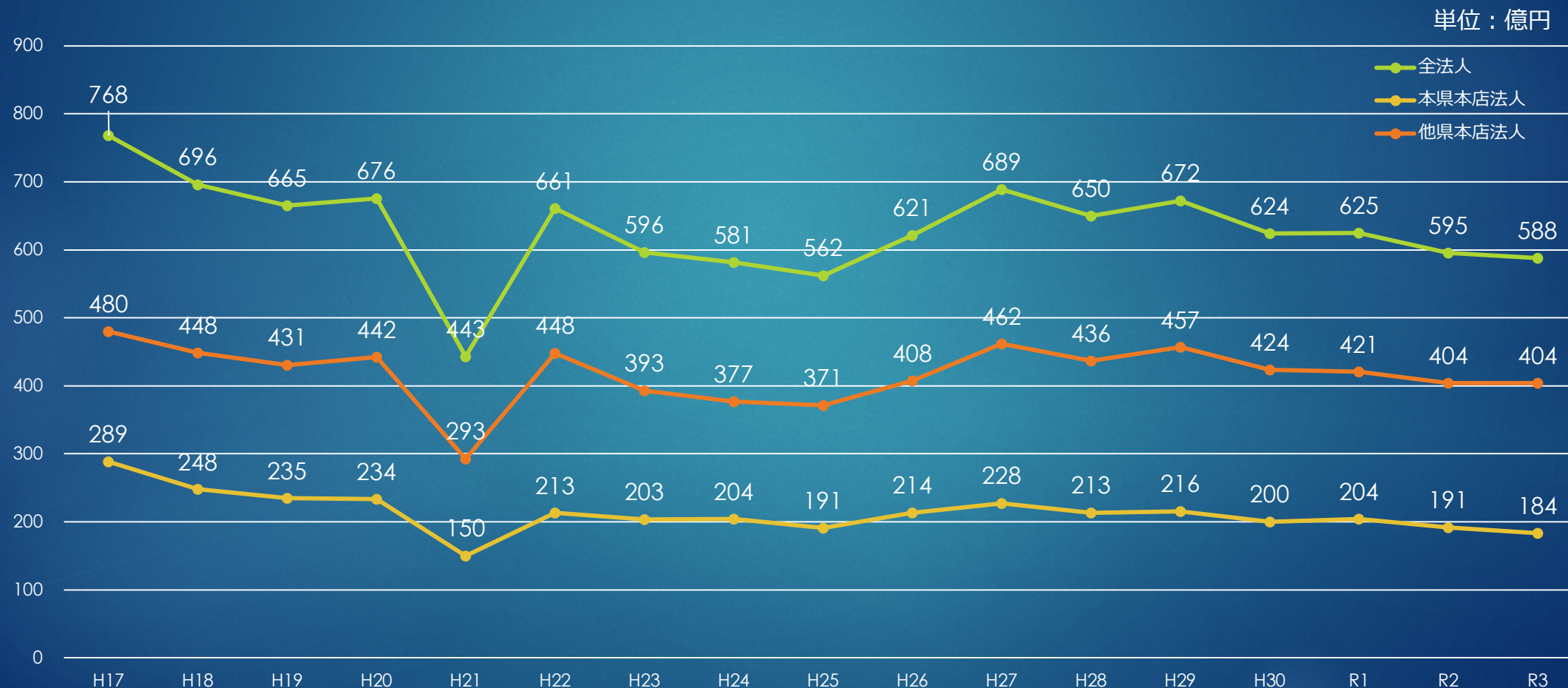


※ 外形標準課税分は、付加価値割額と資本割額の合計額。  
所得課税分等には特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。



# 外形標準課税額の推移

▶ しかし、減資等による外形対象法人数の減少に伴い、外形税額は本県本店分、他県本店分とも導入以来減少傾向（導入時比約1/4減）



※ 付加価値割、資本割の税率変更による影響額を調整した額。



# 外形標準課税対象法人数減少の原因

- ▶ **外形標準課税対象法人数はH30からR3で251社減少**  
(本県本店法人△45社、他県本店法人△206社)
- ▶ **うち223社が減資により外形標準課税対象外となっている**
- ▶ **そのほとんどが資本金等の額は1億円を超えている**
- ▶ **それらの法人が外形対象外となったことにより、約13億円事業税額等が減少**

## 減資した法人の事業税額等の増減

区分	H30	R3	増減
減資法人（223社）の事業税額等	25億円	12億円	△13億円
うち本県本店法人（45社）の事業税額等	7億円	4億円	△3億円
うち他県本店法人（206社）の事業税額等	18億円	8億円	△10億円

※ 事業税額等には、特別法人事業税、地方法人特別税を含む。



# 近年の経済的動きとそれに対する本県の見解

## ▶ 外形標準課税の対象外となる法人の増加

### ・減資によるもの

減資した法人がすべていわゆる「外形逃れ」とは断定できないが、減資により外形標準課税の対象外となる法人は本県でも毎年多数見受けられる。

さらに、欠損填補等を行わず、単に会計上資本金から資本剰余金に振り替えただけの法人が多い。

### ・ホールディングス化による資本金 1 億円以下子法人

本県に本店が所在する主要な法人では近年確認できていないが、ホールディングス化や分社化により、子会社の資本金の額を 1 億円以下とした場合には、外形標準課税対象外となっている。

## ▶ 本県の見解

もともと外形標準課税の原案は全法人が対象であったが、景気動向を踏まえ、中小法人に配慮する観点から「資本金 1 億円超の法人」に限定されたものと認識。

この趣旨を踏まえると、企業の業績悪化等により欠損填補等を行った法人には配慮が必要だが、単に資本金を資本剰余金に振り替えただけの法人に対する対応は必要ではないか。



## ▶ 項目変更による減資への対応

外形標準課税対象法人の判定に当たり、単に資本金を資本剰余金に振り替えただけの法人に対する対応としては、資本金1億円という基準だけでは対応できない状況となっていると考えられる。一方で、資本金の額は一定程度社会的に定着しているとも考えられ、対象を大きく見直すことは現実的でなく、制度の連続性や安定性、基準としての明確性も踏まえる必要がある。

そのように考えれば、現行の資本金1億円の基準をベースとしつつ、資本金以外の基準を付け加えるということもあり得るのではないか。

## ▶ 実質的に大企業と同等である法人への対応

グループ法人税制のように事業活動をグループ全体で捉える動きは既に地方法人課税の世界にも存在している。とりわけ親法人が一定以上の資本金を有している場合には、当該グループ全体としても、その事業活動を行うに当たり相当程度に地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていると解することができるのではないか。

そうであるならば、実質的に大企業であるようなグループ内の法人については、大企業と同等と考え、資本金の額にかかわらず外形標準課税の対象とするとの方策もあり得るのではないか。



## 2 国際課税について



- ▶ ・令和3年10月の国際合意の実施に向け、今後、多国間条約の策定・批准や国内法の改正が想定される。(第1の柱) 市場国に新たな課税権が配分されること、(第2の柱) 国際的に合意された最低税率までの課税を行うといったことが想定されるものと認識。
- ▶ ・令和4年度の与党税制改正大綱においては、国際合意に則った法制度の整備を進める際には、「国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する」との文言が盛り込まれているものであり、今後の検討に当たっては、地方法人課税分についても検討されるべきであると認識。



# 具体のイメージ

## ▶ 市場国における課税について（第1の柱）

「PEなくして課税なし」との国際課税原則を見直し、「売上高」に基づいて市場国に配分されるものと承知している。

これまでPEに基づいて課税してきたのは国も地方も同様であることを踏まえれば、PEについての概念を見直し、売上高に基づき配分するとした場合、その額に応じて、国・地方双方に配分がなされるべきものと考える。

ただし、各地方団体への配分に当たっては、本来は売上高に応じた配分が本質的ではあるが、現実的には、地方団体ごとの売上高を企業が把握し、課税庁に対して申告を求めるのは困難である。

## ▶ IIR、UTPRについて（第2の柱）

IIR、UTPRについては、軽課税国に子会社や親会社を有する国内立地企業への課税であり、本来、トップアップ税額についても国・地方双方に配分がなされるべきものと考える。

しかし、トップアップ税額を国と地方、あるいは地方間で分割することは困難さを極める。



# 地方団体への配分について

- ▶ 第1の柱、第2の柱については、いずれも、課税実務上の観点から、国において課税を行った上で、その一定割合について、地方団体に配分することとすべき。
- ▶ 地方団体間の配分に当たっては、交付税原資化又は譲与税方式で配分することが考えられるのではないか。
- ▶ なお、譲与税方式を講じる場合、その譲与基準については、税源の偏りが小さく税収が安定的な地方税体系の構築を見据え、例えば現行の特別法人事業譲与税の譲与基準のように、地方団体間の税収の偏りにも配慮した方式であることが望ましい。